

☆『マイナンバー法案』を24年通常国会に提出

1. 番号交付: **市町村長が個人にマイナンバーを通知、国税庁長官が法人等に法人番号を指定。**
2. 利用範囲: **「税＋社会保障＋防災の各分野」から開始。**
医療等の分野については、まずは医療保険者における手続で利用。
3. 情報連携: **番号個人情報の提供は原則禁止。番号個人情報の授受は法律に規定したものに限り可能。**
4. 個人情報保護: **三条委員会型の第三者機関を内閣府に設置、罰則の強化等により抑止力を向上。**

☆**その他各府省の関連法令の改正が必要。**
関係法律の改正を『マイナンバー法整備法案』として国会に提出
・住民基本台帳法
・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
・商業登記法
・内閣府設置法
・総務省設置法
・財務省設置法 などが想定される。

2011年 (H23)
H23.12

2012年 (H24)

2013年 (H25)

2014年 (H26)

2015年 (H27)

2016年 (H28)

